平成２７年（フ）第６５０号
東京都立川市曙町１丁目22番17号
破産者　みらい教育研究所株式会社
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３７号
東京都調布市国領町１丁目３番地１調布セントラルアパート302
破産者　徳山　大吾
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７４６号
東京都東大和市蔵敷３丁目784番地芝中住宅イ21―103号
破産者　宇佐見貴邦
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８６号
岐阜県多治見市太平町３丁目９番地
破産者　株式会社ＨＲＴｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１４５号
三重県鈴鹿市小社町88番地の５、前住所三重県亀山市田村町108番地４
破産者　今田　千鶴（旧姓山田）
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０号
兵庫県尼崎市長洲西通２丁目９番４号
破産者　マツヤマ工業株式会社
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０７号
兵庫県尼崎市中在家町３丁目449番地
破産者　株式会社奥村建設
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１４号
長野市平林２丁目14番17―108号　シャインセレネ、破産手続開始決定時の住所長野市三輪８丁目51番３―105号　コーポ八木
破産者　長窪　一浩
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
北九州市八幡西区永犬丸東町２丁目23番10号
破産者　木芳　総和
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３８１号
北九州市八幡西区本城東４丁目14番５―105号
破産者　安増　明治
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３８３号
北九州市若松区東小石町２番３―206号
破産者　よし乃鮨こと　河野　　学
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７４号
相模原市中央区小山３丁目４番９号
破産者　野村ルニンニンこと　ＮＯＭＵＲＡ　ＬＵＮＩＮＧＮＩＮＧ　ＧＡＬＶＥＺ
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第９６号
北九州市八幡西区京良城町10番40―102号
破産者　角戸　照美
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８号
北海道沙流郡日高町富川南３丁目４番17―201号
破産者　石井　俊浩
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第８号
岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下外山５番地、前住所東京都練馬区富士見台４丁目23番21号
菊池建設
破産者　佐々木三春
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第２６９号
仙台市太白区茂庭台１丁目４番１―108号、開始決定時の住所仙台市若林区卸町東２丁目４番１号　仮設住宅10号棟３
破産者　稲次　拓哉
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
仙台市太白区日本平11番35号、従前の住所仙台市青葉区錦ケ丘３丁目５番地の１
破産者　宮司洋一郎
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３６５号
宮城県名取市田高字南604番地　ケイティーンワタナベⅡ102号
破産者　越河久美子
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８２号
山形県村山市楯岡荒町１丁目２番46号
破産者　奥山　朋子
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部